

## 令和2年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年6月23日（火） 午前9時から午前10時15分

2 場 所：鹿屋市中央公民館集会室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

### 推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	欠	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明  
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 長友 浩志  
 次長兼振興係長 西迫 博  
 農地係長 下原 隆二  
 主 査 福嶋 雅明  
 主 査 井手口 剛  
 主 査 関口 実  
 主 査 鎌田 浩一（輝北総合支所産業建設課）  
 主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）  
 主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

## 6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について  
その1 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
その2 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

### [報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

### [その他]

- ・運営委員会の報告
- ・公務災害補償制度について

## 7 議事経過 別紙のとおり

## 8 署名委員 牧之瀬 弘行 委員 ・ 園田 誠 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和2年6月23日(火) 開会 午前9時 閉会 午前10時15分

鹿屋市中央公民館集会室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第3回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。  
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席はありません。

出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。  
なお、推進委員の欠席は清水委員の1名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号12番の牧之瀬委員と、14番の園田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名します。これより議事に入ります。

それでは、1頁、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第18号、1頁から41頁です。

初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和2年6月24日です。合計面積は、26万31㎡、うち更新分14万2千701㎡、内訳、田8万1千816㎡、畑17万8千215㎡です。利用権を設定する者79人、設定を受ける者61人です。始期は、いずれも令和2年7月1日です。期間は、1年、3年、5年、6年、9年、10年です。

次の3頁から25頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から4番までは、設定期間が1年です。1番は、使用貸借権で新規設定。2番は、賃借権で新規設定。3番、4番は、賃借権で再設定。

次の5番から6頁の15番までは、設定期間が3年です。3頁、5番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、6番から8番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、5頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。11番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

12番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、6頁、13番から15番までは全て、賃借権で再設定。

次の16番から16頁の47番までは、設定期間が5年です。

6頁、16番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、7頁、17番は、賃借権で新規設定。18番は、使用貸借権で新規設定。

次に、8頁、19番から21番までは全て、使用貸借権で新規設定。

22番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、9頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。25番は、使用貸借権で新規設定。

次に、10頁、26番は、賃借権で新規設定。27番、28番は、使用貸借権で新規設定。29番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、30番から34番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、12頁、35番は、賃借権で新規設定。36番、37番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、38番は、使用貸借権で再設定。39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、41番から43番までは全て、賃借権で再設定。

次に、15頁、44番から46番までは全て、賃借権で再設定。

次に、16頁、47番は、使用貸借権で再設定。

次の48番から18頁の56番までは、設定期間が6年です。16頁、48番は、賃借権で新規設定。49番は、使用貸借権で新規設定。

次に、17頁、50番は、使用貸借権で新規設定。51番から54番までは全て、賃借権で再設定。

次に、18頁、55番、56番は、賃借権で再設定。57番は、設定期間が9年で、賃借権で再設定。

次の58番から25頁の80番までは、設定期間が10年です。

18頁、58番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に、19頁、59番から61番までは全て、賃借権で新規設定。

62番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に、20頁、63番、64番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、65番から69番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、22頁、70番、71番は、賃借権で再設定。72番は、使用貸借権で再設定。

次に、23頁、73番から75番までは全て、賃借権で再設定。

次に、24頁、76番は、賃借権で再設定。77番、78番は、使用貸借権で再設定。

次に、25頁、79番、80番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番から4番までの1年もの4件です。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、5番から6頁、15番までの3年もの12件ですが、5頁、11番が農業委員会の取決め制限にあたりますので高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 5頁の11番は、借人高田委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る5頁、11番、3年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に残りの3年もの10件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、6頁、16番から16頁、47番の5年もの32件です。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に16頁、48番から18頁、56番の6年もの9件です。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に18頁、57番の9年もの1件です。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、18頁、58番から25頁、80番までの10年もの23件です。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、26 頁、農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について、事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、26 頁から 30 頁です。26 頁で説明します。公告年月日は令和 2 年 6 月 24 日、合計面積は、5 万 2 千 616 m<sup>2</sup>です。うち、田 7 千 641 m<sup>2</sup>、畑 4 万 4 千 975 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 11 人、所有権の移転を受ける者 10 人です。27 頁をご覧ください。1 番から 29 頁の 11 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したものの 11 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、31 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、31 頁から 41 頁です。31 頁で説明します。公告年月日は、令和 2 年 6 月 24 日です。合計面積は、12 万 9 千 494 m<sup>2</sup>で、うち、田 9 千 831 m<sup>2</sup>、畑 11 万 9 千 663 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者 18 人、利用権の設定を受ける者 15 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 2 年 7 月 1 日で、期間は 5 年、6 年 2 か月、10 年です。

32 頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。

1 番から 33 頁の 3 番までは、設定期間が 5 年です。32 頁、1 番は、賃借権。

次に、33 頁、2 番は、使用貸借権。3 番は、賃借権。4 番、5 番は、設定期間が 6 年 2 か月で、賃借権。

次の 6 番から、設定期間が 10 年です。6 番、7 番は、賃借権。

次に、34 頁、8 番から 12 番までは全て、賃借権。

次に、35 頁、13 番は、使用貸借権。14 番から 17 番までは全て、賃借権。

次に、36 頁、18 番は、使用貸借権。19 番は、賃借権。20 番は、使用貸借権。21 番は、賃借権。

次の 22 番からは、公社から借人への転貸設定です。22 番から 38 頁の 26 番までは、設定期間が 5 年です。

36 頁、22 番は、次の頁にかけて、賃借権。

次に、37 頁、23 番は、使用貸借権。24 番、25 番は、賃借権。

次に、38 頁、26 番は、賃借権。27 番は、設定期間が 6 年 2 か月で、賃借権。

次の 28 番から、設定期間が 10 年です。28 番から 30 番までは全て、賃借権。

次に、39 頁、31 番から 33 番までは全て、賃借権。

次に、40 頁、34 番は、賃借権。35 番は、使用貸借権。36 番は、賃借権。37 番は、使用貸借権。

次に、41 頁、38 番は、賃借権。39 番は、使用貸借権。40 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、32 頁、1 番から、33 頁、3 番までの 5 年もの 3 件と、33 頁、4 番、5 番の 6 年 2 ヶ月もの 2 件と、33 頁、6 番から 36 頁、21 番までの 10 年もの 16 件です。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の 36 頁、22 番から 41 頁、40 番までの 19 件ですが、41 頁、40 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

41 頁、40 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 41 頁の 40 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の転貸設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 41 頁、40 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 36 頁から 38 頁、26 番の 5 年もの 5 件と、38 頁、27 番の 6 年 2 ヶ月もの 1 件と、38 頁、28 番から 41 頁、39 番までの 10 年もの 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42 頁、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 19 号、42 頁から 45 頁です。45 頁で説明します。今回は、所有権移転 14 件、使用貸借権設定 1 件の計 15 件です。内訳は、田 12 筆、6 千 525 ㎡、畑 15 筆、1 万 9 千 127 ㎡、計 27 筆、2 万 5 千 652 ㎡です。

初めに、42 頁です。1 番は、畑 1 千 8 m<sup>2</sup>の売買です。2 番は、畑 2 千 45 m<sup>2</sup>の売買です。3 番は、田 554 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、畑 1 千 64 m<sup>2</sup>の売買です。5 番は、畑 1 千 298 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、43 頁、6 番は、田 1 千 131 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、田 1 千 755 m<sup>2</sup>、畑 6 千 112 m<sup>2</sup>、計 7 千 867 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、44 頁、8 番は、畑 1 千 928 m<sup>2</sup>の売買です。9 番は、田 1 千 586 m<sup>2</sup>の贈与です。

次の 10 番から 45 頁の 15 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、44 頁、10 番から、45 頁、13 番までを上之原委員に、45 頁、14 番、15 番を鬼塚委員に報告をお願いします。

上之原 　議席番号 5 番の上之原です。

　　去る 6 月 15 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

　　まず、44 頁の 10 番から 12 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、自宅の近くにある農地を所有する親戚から贈与を受けるものです。農作業に必要な農機具は知人に借りるとのことで、今回、取得する畑には、季節の野菜など栽培するとのことでした。また親族より借り受ける田んぼには、米を栽培されるとのことでした。

　　次に、45 頁の 13 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具は、所有しており、今回、取得する農地には落花生や花、季節の野菜を栽培するとのことでした。

　　以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

鬼塚 　推進委員の鬼塚です。去る 6 月 15 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

　　まず、14 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具は知人に借りるとのことで、今回、取得する農地には、甘藷を栽培するとのことでした。

　　次に 15 番ですが、市外取得の調査です。申請者は、大崎町に居住する方で、今回親の所有する農地の贈与を受けるものです。農作業に必要な農機具は所有しており、今回取得する農地には飼料や米を栽培するとのことでした。

　　以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員と



しましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました27件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、46頁、議案第20号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第20号、46頁の1件です。1番は、当初の計画で事業を進めていましたが、一部、隣接地に食い込んで造成していることが判明したため、隣接地の一部を追加で取得整備するものです。なお、面積については、表の中ほどの変更前が3千87㎡のうち2千829㎡から、変更後は2千827㎡に変わっていますが、これは分筆登記後の面積の確定によるものです。53頁、5条申請の18番と関連です。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありました、1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、47頁、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第21号、47頁、48頁です。48頁で説明します。今回は5件で、畑6筆、5千905㎡となっています。

47頁をご覧ください。1番は、倉庫を整備するもので、農地区分は1の3です。2番は、集出荷作業施設を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。3番は、駐車場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。4番、5番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、47頁、4番を田村委員に、5番を蔵ヶ崎委員に報告をお願いします。

田村 　　推進委員の田村です。去る6月12日、記載の2名の委員と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

47頁の4番ですが、申請地は笠野原小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に板金塗装業の法人への貸車輦置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。ただし、既に造成し、車輦置場として利用しており、始末書を添付しての申請になります。排水施設も整備され、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障が

ないと判断しました。以上です。

蔵ヶ崎 推進委員の蔵ヶ崎です。去る6月15日、記載の2名の委員と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

47頁の5番ですが、申請地は上小原中学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、申請地に牛舎、運動場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。ただし、既に牛舎等が整備されており、始末書を添付しての申請になります。排水施設も整備され、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、47頁、許可申請5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、49頁、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第22号、49頁から53頁です。53頁で説明します。今回は、18件で、田5筆、2千718㎡、畑22筆、2万673.92㎡、計27筆、2万3千391.92㎡となっています。

49頁をご覧ください。1番は、倉庫を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

3番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

4番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

5番は、一般住宅2棟、庭を整備するもので、農地区分は3の5です。転用面積が一般住宅2棟分の敷地面積の1千㎡を超えていますが、理由書が添付されています。

次に、50頁、6番は、牛舎、運動場、ロール置場他を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

7番は、駐車場を整備するもので、農地区分は1の5です。

8番は、牛舎、堆肥舎、物置を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

9番は、牛舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に、51頁、10番から53頁の18番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、51頁、10番から52頁、14番までを堀之内委員に、52頁、15番から53頁、18番までを新村委員に

報告をお願いします。

堀之内 議席番号2番の堀之内です。去る6月12日、記載の2名の委員と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、51頁の10番ですが、申請地は大始良出張所の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、家庭菜園を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は西原グラウンドの北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、駐車場を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、申請地は花岡学園の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社経営の方で、申請地に事務所の駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は鹿屋ひ尿器科病院の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は保育園を経営する法人で、申請地に送迎用のバスが通行できるように通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、申請地は13番に隣接する場所で、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅7棟と通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、10番から14番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

新 村 議席番号4番の新村です。去る6月15日、記載の2名の委員と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、52 頁の 15 番ですが、申請地は国道 220 号串良町宮之下交差点側に位置し、北西側は保育施設や商業施設等が隣接した農地で、申請者は建築、土木工事請負業の法人で、申請地に資材置場と建設機材置場を整備する計画です。申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されておりますが、申請地が集落に接続していることから、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると思われま

次に 16 番ですが、申請地は上小原中学校の南西に位置する農地で、申請者は畜産業を営んでおり、申請地に牛舎等を整備する計画です。申請地付近は、農家住宅、山林に囲まれた狭隘な農地であり、小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると思われま

次に 17 番ですが、申請地は吾平小学校の西に位置し、申請者は市内の不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅 3 棟を整備する計画です。申請地は住宅に囲まれ、かつ吾平総合支所から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地の許可要件である「500m 以内農地」に該当すると思われま

次に 53 頁の 18 番ですが、申請地は 17 番に近い場所で、申請者は市内の建設業、不動産業を営む法人で、隣接地に建売住宅 9 棟を整備する計画で、46 頁の事業計画変更で説明があったように、今回の許可申請がなされた部分以外は平成 31 年に建売住宅 9 棟を建設するというこ

とで県の許可を受けているものであります。今回の申請は、造成した境界部分が 1.92 m<sup>2</sup>はみ出していたもので、この部分を転用するものであります。農地区分は吾平総合支所から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地の許可要件である「500m 以内農地」に該当すると思われま

す。

いずれの案件も農地法第 5 条の許可要件を満たしており、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、49 頁から 53 頁までの許可申請 18 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、54 頁、議案第 23 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 23 号、54 頁から 60 頁です。55 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 5 件で、田 596 m<sup>2</sup>、畑 3 万 2 千 513 m<sup>2</sup>、計 3 万 3 千 109 m<sup>2</sup>となっています。次の 56

頁から 60 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、54 頁 1 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので持増委員に退席をいただき審議します。

(持増委員：退席)

議長 54 頁、1 番について調査が行われていますので、障子田委員に報告をお願いします。

障子田 議席番号 3 番の障子田です。

去る 6 月 12 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。54 頁をご覧ください。

1 番ですが、周辺図等は 56 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、畜産環境センターの北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申出人は、市外の鶏肉生産を営む法人で、申出地に鶏舎を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。また、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更は支障がないと判断しました。

議長 持増委員に係る 54 頁、1 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(持増委員：着席)

持増委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、引き続き調査がなされていますので、55 頁 2 番から 3 番までを障子田委員に、4 番、5 番を村場委員に報告をお願いします。

障子田 議席番号 3 番の障子田です。

去る 6 月 12 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。55 頁をご覧ください。

まず 2 番ですが、周辺図等は 57 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿児島部品本社工場の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に一般住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 58 頁をご覧ください。農用地区域内への編入の申し出で

す。申出地は、鹿児島部品本社工場の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地を農用地区域内へ編入し、畑地かんがい事業を活用した営農に参加する計画です。申出地は、農用地区域内農地と隣接しており、農用地区域内への編入は支障がないと判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更及び農振への編入は支障がないと判断しました。

村 場 推進委員の村場です。

去る 6 月 12 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず 4 番ですが、周辺図等は 59 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平山陵の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市外の法人で、所有する事業所の隣に大型トラック駐車場と回転スペースを整備する計画です。申出地は、スギが植栽された現況が山林であり、樹木の大きさからして 20 年以上経過していると思われ、周囲も山林化しておりました。また、農地への復元も困難なことから「非農地」に該当すると思われ、農振除外は支障がないと判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 60 ページをご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿児島きもつき農協西南でんぷん工場の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりはなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断されます。申出人は、市外の太陽光発電事業を行う法人で、申出地に太陽光発電施設を整備する計画です。申出地は、第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われま。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告があった 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、61 頁、議案第 24 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 24 号、61 頁です。今回は 4 件で、田 1 筆、451 m<sup>2</sup>、畑 3 筆、994 m<sup>2</sup>、計 4 筆、1 千 445 m<sup>2</sup>です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、61 頁 1 番、

2番を田村委員に、3番、4番を藏ヶ崎委員に報告をお願いします。

田 村 推進委員の田村です。

去る6月12日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査をしましたので報告します。

61頁の1番ですが、申請地は、池田病院の北に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、田への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は南小学校の南西に位置し、昭和57年から、住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

藏ヶ崎 推進委員の藏ヶ崎です。

去る6月15日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査をしましたので報告します。

61頁の3番ですが、申請地は、川東多目的運動広場の東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は、吾平町の鶴峰東地区ふれあいセンターの西に位置し、平成2年から山林化しているとのことでした。周辺も山林で、状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、62頁、議案第25号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第25号、62頁から99頁です。今回新たに、譲渡希望が80頁、212番、213番、次に、賃貸借希望が98頁、206番から212番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農地について説明がありました。

これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あつせん委員を指名します。

80 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 212 番を 郷原委員と藏ヶ崎委員に、213 番の川西、田崎町を畠井委員と西元委員に、213 番の永野田町を榎原委員と清水委員にお願いします。

次に、98 頁、賃貸借希望の 206 番を畠井委員と西元委員に、207 番の上段を新村委員と上穂木委員に、207 番の下段を田中委員と田村委員に、208 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、209 番を榎原委員と清水委員に、210 番、211 番を堀之内委員と大園委員に、212 番を村山委員と本村委員にお願いします。

次に、100 頁、議案第 26 号「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取り組み方針の具体案について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第 26 号 行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取り組み方針の具体案についてご説明します。まず、100 頁のその 1 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。

1 の農業の概要については、大隅地域の農業の値となりますので、昨年度との変更点は、耕地面積が昨年までは、10,200ha が 10,100ha に変更となっています。

2 の農業委員会の現在の体制については、変更はありません。

次に 101 頁、担い手への農地の利用集積・集約化については、集積実績が 3,178ha と目標の 53ha 上回る結果となったところです。

次に 102 頁、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、13 名の新規参入者があったところです。

次に、103 頁、遊休農地に関する措置に関する評価については、農家の高齢化や鳥獣被害等により、遊休農地面積 378ha で、昨年度と変更はありません。

次に 104 頁、違反転用につきましては、昨年と同様に市でできる対策にも限界があり、既存施設の違反転用の改善が進まなかったところです。

次に 105 頁、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の 1 農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の受付件数が 297 件、許可件数が 297 件で申請からの処理期間が 23 日という結果です。

次に、2 農地転用に関する事務は、355 件で申請からの処理期間が 48 日という結果です。

次に 106 頁、農地所有適格法人からの報告への対応は、81 法人でした。

次に、情報の提供は、賃貸借件数が 1,392 件、利用移動が 257 件、農地台帳面積が 10,100ha となりました。



次に、107 頁、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、ありませんでした。

次に、事務実施状況の公表については、ホームページで公表をいたします。

次に、108 頁から 110 頁までの、その 2 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、先程申しました令和元年度の実績の数値が計画として記載されていますのでお目通しください。以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。その 1、その 2 を一括して審議いたします。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということですので、原案どおり承認することとします。

次に、111 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、111 頁から 115 頁です。115 頁で説明します。

今回は 18 件で、田 4 筆、6 千 234 m<sup>2</sup>、畑 28 筆、5 万 8 千 258 m<sup>2</sup>、計 32 筆、6 万 4 千 492 m<sup>2</sup>です。

これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、111 頁です。1 番は、借り手の都合。2 番から 4 番までは、借人死亡。

次に、112 頁、5 番は、借り手の変更。6 番、7 番は、貸し手の都合。8 番、9 番は、借り手の都合。

次に、113 頁、10 番は、借り手の都合。11 番は、借り手の変更。12 番、13 番は、借り手の都合。

次に、114 頁、14 番は、借り手の変更。15 番、16 番は、貸し手の都合。17 番は、売買のため。

次に、115 頁、18 番は、借り手の変更。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、111 頁から 115 頁まで 18 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 3 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

議 長 それでは、私の方から 2 件、1 件目は、6 月 2 日、東京で開催予定でした全国農業委員会 会長大会は、新型コロナウイルス感染拡大により中止となっています。

2 件目は、5 月 22 日の 5 月総会終了後に開催した運営委員会の報告です。

5 月総会で各地区における農業委員、農地利用最適化推進委員数の検討について説明し

ましたが、その後、開催しました運営委員会において、鹿屋地区を16人から20人に4人の増、串良地区を12人から10人に2人の減、輝北地区を8人から6人に2人の減、吾平地区を6人のそのままとする案で決定しましたので、委員の皆様方にお諮りいたします。

各地区における農業委員、農地利用最適化推進委員数の検討については、鹿屋地区を20人に、串良地区を10人に、輝北地区を6人に、吾平地区を6人にする人員配置としてよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、鹿屋地区20人、串良地区10人、輝北地区6人、吾平地区6人の人員配置として、今後、担当地区の割振りについて協議していきます。

次 長 公務災害補償制度について、お手元に配布してあります公務災害補償制度について委員の皆様方が、公務中に事故等があった場合、保険金を支払うもので、毎年1回、保険の手続きをしております。保険期間は、毎年10月1日からの1年間、保険料はA型の1,000円、補償内容は、死亡が660万円、後遺障害が26万4千円から660万円、入院保険が、日額5,000円、通院が3,000円となっていますので、詳細については、のちほどお目通しください。なお、保険料については、7月の報酬で引き去りますので、ご承知お祈りいたします。

局 長 それでは7月の調査委員を発表いたします。

7月13日、月曜日、4条5条の調査が西ノ原委員、西元委員でございます。

7月13日、月曜日、農振調査が新原委員、徳田委員でございます。

7月14日、火曜日、4条5条の調査が倉田委員、本村委員でございます。

7月14日、火曜日、3条調査が田中委員、持増委員でございます。

7月の総会は、7月22日、水曜日の午前9時00分からとなります。

なお、来月の総会も7階大会議室が使用できませんので会場が決まり次第お知らせいたします。

議 長 他にありませんか。

ないようですので、これをもって令和2年度第3回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

・・・・・・・・・・(一同礼)・・・・・・・・・・